

「鴨川市民憲章」の制定について

平成17年2月、新・鴨川市誕生の際の合併協議会の協定事項では、これらについて、新市において新たに制定することになっていたため、合併後、地域間の様々な交流や融和が図られる中で、それぞれの地域の特徴や文化、歴史、観光資源をはじめ、新しいまちの魅力を十分理解していただきながら、その制定事業を進めていくことが肝要であるとして、本年が市制施行5周年を迎えることから、これを契機に、市民のふるさと意識の高揚につなげようと取り組んでいるものです。こうしたことから、今年7月16日に鴨川市市民憲章等制定審議会（委員数12名）を立ち上げ、鴨川市民憲章（案）の制定について、及び、鴨川市の花・市の木・市の魚の選考等々について、同審議会に諮問しました。

同審議会（合計3回開催）では、市民憲章（案）について、旧鴨川市で長きにわたり市民に親しまれ、浸透してきた旧鴨川市の市民憲章を尊重し、本文として生かすとともに、前文には、合併後の天津小湊地区の象徴であります『清澄』の名称を加え、地域のバランスを図り、これを原文として協議しました。併せて、その内容等については、市民から意見を募り、これらを踏まえながら市民憲章（案）を検討しました。

こうして同審議会では、諮問を受け様々な観点から慎重に審議を重ねた結果、鴨川市民憲章（案）については、旧鴨川市における市民憲章の浸透度やイメージ、旧天津小湊町地域の特性や象徴等を総合的に考慮した上で、旧鴨川市の市民憲章を一部修正した形での憲章（案）として、10月26日に答申されました。

答申されました市民憲章（案）は、前文と5項目の本文により構成され、平明簡潔な内容となっています。前文では、まちの特徴やまちの発展への願いが記され、本文の第1項には自然保護、第2項には思いやり・ふれあい、第3項には豊かな郷土づくり、第4項には健康・スポーツ、第5項には教養・文化について明示され、ふるさと意識の高揚や鴨川市民としての心構えが記されています。

この答申を受け、市では、これらの内容を尊重して、市民憲章（案）につきましては、重要な議決事項として位置づけ、12月市議会定例会に議案として提出し原案どおり可決となり、平成22年1月1日に制定されました。